

平成30年度
第2回新居浜市地域包括支援センター運営協議会

次 第

<日 時> 平成30年9月5日(水)
14:00～15:30
<場 所> 市役所3階 応接会議室

- 1 開 会
- 2 第2回新居浜市包括支援センター運営協議会(公開)
「地域支援事業－各事業の進捗について」
(1) 地域包括支援センターの業務推進体制
(2) 各事業について
(3) 保険者機能強化推進交付金(市町村分)に係る評価指標
- 3 生活支援体制整備第1層協議体
- 4 その他(次回開催日程、他)
- 5 閉 会

【資料】

- 1 地域支援事業－各事業の進捗について
- 2 平成30年度保険者機能強化推進交付金(市町村分)に係る評価指標の該当状況調査
- 3 平成30年度保険者機能強化推進交付金に関するQ&Aその3
- 4 生活支援体制整備事業第1層協議体 報告
- 5 行事等実績・予定
(当日配布 「オレンジカフェはぴねす」チラシ等)

I 地域包括支援センターの業務推進体制

1 包括支援専門員の配置状況（第1回資料参照）

(1) 保健師

- ・ 正規職員の人数枠は6名、うち1名分は産休により非常勤代替職員対応中、1名は主任介護支援専門員でカウント
- ・ 非常勤職員3名（うち1名は準じる者）

(2) 社会福祉士

- ・ 正規職員は準じる者2名
- ・ 包括支援専門員3名（うち1名は第1層コーディネーター）、非常勤職員6名（うち1名は第2層コーディネーター）

(3) 主任介護支援専門員

- ・ 正規職員は保健師の資格者1名
- ・ 包括支援専門員2名、非常勤職員1名（31年度より資格喪失予定）
- ・ 平成30年度研修に相談支援係1名受講、修了者は31年度より包括支援専門員へ

2 その他専門職の配置

(1) リハビリテーション専門職の採用

- ・ 介護予防一般高齢者施策事業の非常勤枠（過去は看護師採用）において、5月より作業療法士1名採用。

(2) 管理栄養士

- ・ 栄養改善個別指導事業（モデル実施）で7月より非常勤1名採用。

3 資格者配置状況

① 係別3職種者状況（係別31年度当初見込み）

資格	職等	相談支援係	ケアマネジメント係	介護予防係		計	
				介護予防担当	体制整備担当		
保健師	正 規	2(2.00)		3(3.00)		5(5.00)	8(7.25)
	非常勤	1(0.75)	1(0.75)			2(1.50)	
	準じる者	1(0.75)				1(0.75)	
社会福祉士	正 規(準)	1(1.00)				1(1.00)	10(8.75)
	非常勤	2(1.50)	2(1.50)		1(0.75)	5(3.75)	
	専門員	3(3.00)			1(1.00)	4(4.00)	
主任 ケアマネ	正 規		1(1.00)			1(1.00)	4(4.00)
	専門員	1(1.00)	2(2.00)			3(3.00)	
係計(準じる者含む)		11(10.00)	6(5.25)	3(3.00)	2(1.75)	22(20.00) コーディネーター除く 20(18.25)	

② 資格者状況 係別定員（代替職員は含まず休暇職員で表記、欠員含む）（ ）は常勤換算

係・業務	資格・職	29 末	30 末	31 末見込	目標		
相談支援係	保健師	正 規	2(2.00)	2(2.00)	2(2.00)	2(2.00)	
		非常勤	1(0.75)	1(0.75)	1(0.75)		
		非(準)	1(0.75)	1(0.75)	1(0.75)		
		専門員				2(2.00)	
	社会福祉士	正 規(準)	2(2.00)	2(2.00)	1(1.00)		
		非常勤	4(3.00)	3(2.25)	2(1.50)		
		専門員		2(2.00)	3(3.00)	4(4.00)	
	主任ケアマネ	非常勤	中退1(0.75)	1(0.75)			
		専門員			1(1.00)	3(3.00)	
	CM	非常勤	2(1.50)	1(0.75)	1(0.75)		
事務・他	正 規			1(1.00)	2(2.00)		
ケアマネジメント係	保健師	正 規	1(1.00)	1(1.00)		1(1.00)	
		非常勤	1(0.75)	1(0.75)	1(0.75)		
		専門員				1(1.00)	
	社会福祉士	非常勤	1(0.75)	2(1.50)	2(1.50)	1(0.75)	
		専門員				1(1.00)	
	主任ケアマネ	正 規			1(1.00)		
		非常勤	3(2.25)	1(0.75)	1(0.75)		
		専門員		2(2.00)	2(2.00)	3(3.00)	
	CM	非常勤	7(5.25)	6(4.50)	6(4.50)	6(4.50)	
	給付	その他	臨 時	1(1.00)	1(1.00)		
介護予防係	保健師	正 規	2(2.00)	2(2.00)	3(3.00)	3(3.00)	
		並ケアマネ	正 規	1(1.00)	1(1.00)		
	リハ職	非常勤	欠1(0.75)	1(0.75)	1(0.75)	1(1.00)	
	管栄士	非常勤		1(0.75)	1(0.75)	1(1.00)	
	事務	正 規	1(1.00)	1(1.00)	1(1.00)	1(1.00)	
	体制整備	社会福祉士	非常勤	2(1.50)	1(0.75)	1(0.75)	1(0.75)
			専門員		1(1.00)	1(1.00)	1(1.00)
	事務	非常勤	3(2.25)	3(2.25)	3(2.25)	3(2.25)	
	シルバーV	事務	臨 時	1(1.00)	1(1.00)	1(1.00)	
	その他	事務	臨 時	1(1.00)	1(1.00)	1(1.00)	
総職員数		39(32.25)	40(34.25)	40(35.00)	38(35.25)		
3職種数(準じる者含む)		22(18.50)	24(21.25)	23(20.75)	23(22.50)		
コーディネーター除く3職種数		20(17.00)	22(19.50)	21(19.00)	21(20.75)		

③ 資格者状況（3職種数資格別実数、欠員除く）

資格	職等	29 末	30 末	31 末見込	目標
保健師	正 規	5(5.00)	5(5.00)	5(5.00)	6(6.00)
	非常勤	2(1.50)	2(1.50)	2(1.50)	
	準じる者	1(0.75)	1(0.75)	1(0.75)	
	専門員				3(3.00)
社会福祉士	正 規(準じる者)	2(2.00)	2(2.00)	1(1.00)	
	非常勤	7(5.25)	6(4.50)	5(3.75)	2(1.50)
	専門員		3(3.00)	4(4.00)	6(6.00)
主任ケアマネ	正 規	1(1.00)	1(1.00)	1(1.00)	
	非常勤	3(2.25)	2(1.50)	1(0.75)	
	専門員		2(2.00)	3(3.00)	6(6.00)
3職種数(準じる者含む)		21(17.75)	24(21.25)	23(20.75)	23(22.50)
コーディネーター除く3職種数		19(16.25)	22(19.50)	21(19.00)	21(20.75)

Ⅱ 各事業について

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の状況

① 対象者人数

29年度各月末	29.4	5	6	7	8	9	10	11	12	30.1	2	3
要支援者	2163	2151	2120	2080	2066	2072	2017	2024	2010	2020	2018	1986
事業対象者	17	41	69	95	134	182	207	231	245	277	302	318
計	2180	2192	2189	2175	2200	2255	2221	2268	2255	2297	2320	2304

30年度各月末	30.4	5	6	7	8	9	10	11	12	31.1	2	3
要支援者	1982	1977	1989	1992	1996							
事業対象者	319	329	336	343	358							
計	2301	2306	2325	2335	2354							

② マネジメント件数

29年度各月末	29.4	5	6	7	8	9	10	11	12	30.1	2	3
予防給付	966	987	999	996	998	1003	1015	1029	1039	1063	1062	1065
ケアマネジメント	624	610	601	610	606	618	619	625	630	634	637	630
計	1590	1597	1600	1606	1604	1621	1634	1654	1669	1697	1699	1695

30年度各月末	30.4	5	6	7	8	9	10	11	12	31.1	2	3
予防給付	1079	1081	1097	1089								
ケアマネジメント	639	634	646	648								
計	1718	1715	1743	1737								

(2) 一般高齢者介護予防事業

① 介護予防教室「元気もりもり教室」 … 各教室15回

圏域	委託事業所	第1クール	第2クール
川西	(株)東京パートナーズ えひめ	新居浜公民館	11/ 6～ 総合福祉センター
川東	新居浜医療福祉生協	多喜浜公民館	11/29～ 高津公民館
上部西	新居浜医療福祉生協	中萩公民館	11/27～ 大生院公民館
上部東	(社福) ふたば会	角野公民館	11/ 7～ 泉川公民館

② シルバーボランティア推進事業

登録者

(単位：人)

	平成26年度 (10月～)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (～8月)	合計
新規登録	113	134	26	48	29	350
登録取下		5	2	75※	3	85
再登録			1		1	2
登録累計	113	242	267	240	267	267

※ 問合せによる意思確認。通常時の理由は、要支援・要介護認定、死亡、体調不良、転出

年齢構成 (平成30年8月時点の年齢)

(単位：人)

65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
62	92	62	37	12	2	267

活動人数と活動時間

	活動人数	活動率	活動時間	一人当たり
平成26年度	54人／113人	47.8%	577時間	10.7時間
平成27年度	97人／247人	40.1%	2,100時間	21.6時間
平成28年度	128人／269人	47.6%	2,723時間	21.3時間
平成29年度	133人／240人	55.4%	2,577時間	19.4時間

施設 (平成30年8月現在)

登録数	89ヶ所
-----	------

交付金 (平成29年度の交付金は現在処理中)

	交付人数	交付率 (活動者のうち)	交付金額	うち寄付金額
平成26年度	40人	74.1%	56,200円	0円
平成27年度	40人	41.2%	132,900円	6,500円
平成28年度	80人	62.5%	208,500円	27,000円

- 「お世話人スキルアップ講座」(介護予防リーダー講座)

回	川西・川東圏域	上部圏域	講義テーマ (予定)
1	9/21 (金) 総合福祉センター	9/26 (水) 中萩公民館	「拠点は地域の宝！」
2	9/28 (金) 総合福祉センター	10/3 (水) 中萩公民館	「いつまでも地域で 一緒に暮らしたい！」
3	10/13 (土) 別子銅山記念図書館		「PPK 体操総復習で 効果倍増！」
4	10/23 (火) 別子銅山記念図書館		「地域のリーダーになる・ 地域のリーダーを育てる」
5	10/26 (金) 総合福祉センター	10/31 (水) 中萩公民館	(座談会)

③ 健康長寿地域拠点づくり事業

- ・ 指導委託事業所（第1回資料参照）

平成28年度	6法人 6事業所
平成29年度	7法人 8事業所
平成30年度	9法人13事業所（ただし1事業所は現在分のみ）

- ・ 開設状況 8月末現在66か所（29年度末54か所）

開設日	開設自治会
平成29年度末	54か所
4月 9日	江口
5月 9日	長野 西泉
5月16日	新須賀 東田
6月 5日	馬渕
6月15日	町
6月18日	本郷（垣生）
6月26日	荷内
7月 9日	浮島
8月 7日	北内中
8月21日	北内上

- ・ PPK 体操体験会

開設日	会場
8月 6日	泉川公民館
8月 8日	角野公民館
8月20日	高津公民館
8月21日	多喜浜公民館
8月27日	大生院公民館
8月31日	若宮公民館
9月10日	浮島自治会館

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

- ・ 7月1日、愛媛県リハビリテーション専門職協会と業務委託
- ・ 介護予防事業全体の中での地域拠点活動（地域拠点づくり事業）の位置づけを明確にし、利用基準を含めた評価基準を定めることで、効果的な事業の推進を図る。
- ・ 委託先とは月1～2回程度、進捗状況の確認と内容の協議を行っている。
（委託以降7/5、7/10、8/9、8/30開催）

⑤ 栄養改善個別指導事業（モデル実施）

栄養改善が必要な高齢者に対し、管理栄養士等が個別栄養指導を行うことで、食生活の見直し、改善及び自立を図り、要介護状態になることを予防する。また、食べる楽しみを持ち続けることで、食を通じて生活の質を維持向上させる。

対 象 者	<p>市内に住所を有する高齢者のうち、地域包括支援センターが本事業により栄養改善の効果が期待できると判断した者（希望があれば家族の同席も可能とする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面は年齢の上限を設けない ・ 調理が可能・不可能に関わらない ・ 糖尿病、高血圧、軽度の腎機能障害や肝機能障害を有する者も対象 ・ 配食にかかる費用の負担が可能な者 <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症、精神疾患、進行性疾患のある者及び食事療法中の者 ・ ヘルパーによる食事支援又はデイサービスの利用者み <p>【抽出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジメント型地域ケア会議 ・ 元気もりもり教室 ・ 包括が担当する要支援者等
実施方法	訪問又は来所による個別指導
指 導 者	管理栄養士、保健師、作業療法士、健康長寿コーディネーター
指導期間等	<p>6か月間、全19回</p> <p>指導回数 … 1～3か月目；週1回 4～6か月目；月2回 9か月目 … ；月1回</p> <p>指導時間 … 1回30分～1時間30分程度</p>
配食弁当	<p>プログラム開始後、2週間目・3週間目の10日間程度</p> <p>※土・日は除き、私用等により配食弁当を希望しない日の振り替えは行わない。</p> <p>助成額 … 1食あたり200円</p> <p>自己負担額 … 配食弁当の実費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (協)新居浜給食センター 4,200円 (1食あたり420円) ・ 宅配クック123 3,940円 (1食あたり394円)
期待できる効果	<p>脂質異常症や糖尿病などの生活習慣病の重症化に起因する要介護状態を予防</p> <p>例：透析導入を1年間遅らせることができた者1名につき、医療費500万円削減、介護給付費65万円削減</p> <p>例：脳卒中による医療費200万円</p>

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援事業 … 大島地区ケアネットワーク推進協議会の再開について

- ・ 6/26 の連合自治会総会の後に支部社協総会が開催され、支部社協活動が再開。
- ・ 7/14 のまちづくり校区懇談会において、島内商店の閉店に伴う買い物支援の要望が提出される。移動販売業者の営業時間延長要望があり、経済部が事業者に対する渡海船利用の支援を行うことになる。他の事業者への支援は、福祉部(包括)が地元要望を聞き、事業者の状況を確認し対応(経済部と調整)することになった。
- ・ ケアネットワーク推進協議会の再開の協議にあわせて第2層協議体併設を提案する予定である。

(2) 権利擁護事業 … 法テラスとの意見交換会

- ・ 7月より2か月に1回開催(7/23、10/1)
- ・ 高齢者虐待等の困難事例や法的に苦慮している事例について弁護士と意見交換
- ・ 弁護士に随時に電話相談できる体制

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

① 地域リーダー養成 … 愛媛県の介護支援専門員地域リーダー養成研修に基づき地域別研修を実施

② 地域ケア会議

ア 事例検討型 … 8月24日現在、事例2件、経過報告会3件

イ ケアマネジメント支援型

- ・ 会議 … 毎月1回2件で開催。
8月と2月に振り返り会も開催。
- ・ アセスメント学習会 … 基本チェックリスト項目ごとに、多職種協働によるアセスメント表作成を目的として自主的に活動している。

4月	疾病理解：変形性膝関節症
5月	アセスメント① 運動
6月	アセスメント② 栄養
7月	アセスメント③ 口腔
9月	アセスメント④ 閉じこもり

10月	アセスメント⑤ 認知機能
11月	アセスメント⑥ うつ
12月	アセスメント⑦ 虚弱
1月	アセスメント表の試用検証
3月	アセスメント表の調整

ウ 地域ケア推進会議

- ・ 第1回、9月20日予定
- ・ 事例検討型、ケアマネジメント支援型、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業の各視点から地域課題を検討

(4) 認知症総合支援事業

① 認知症サポーター養成講座

- ・ 8/24 時点 … 10 か所 692 人受講修了
- ・ 以降の予定 … 15 か所 763 人 (10/30 包括主催の一般向け講座)

② 認知症ケア向上推進事業

ア 警察生活安全課との定期連絡会

- ・ 徘徊保護ケースを中心に、認知症、虐待、精神疾患関連の情報交換を行う
- ・ 5月より毎月開催。14件から始めるが7月より変化のあったケース8件程度

イ 認知症カフェ … 市内4圏域に揃う

- ・ オレンジカフェ MAP
- ・ オレンジカフェはぴねす (ビーブル)、9月11日 (火) 開設

③ オレンジネットワーク

・ 見守り登録状況

(単位：人)

	平成27年度 (1月～)	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (～8/24)	合計
新規登録	18	35	66	30	149
登録取下			25	6	31
登録計	18	35	41	24	118
累計	18	53	94	118	—

※ 登録取下の理由：死亡、施設入所等

・ 配信状況 (初回H28.7.21)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (～8/24)	合計
市内件数	6	4	3	13
市内回数	11	8	6	25
市外件数	6	2	7	15
市外回数	5	3	2	10

※ 市内行方不明の多くは配信準備中に発見される

・ 協力者

	H28.8月末	H28.12月末	H29.3月末	H30.5月末
メルマガ登録者	3,791人	3,813人	3,827人	3,902人
スマホ：新居浜いんふお	5,496人	7,090人 ※	7,272人	11,463人

※ アンドロイドの集計方法変更あり

・ 協力機関

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (～8/24)
140	150	166 ※	168

※ 配信方法についてメール中心に改善済

- ④ 地域SOSネットワーク
 - ・ すみの見守り・SOS ネットワーク … 7月15日、小規模捜索訓練実施
7月18日、出張ふれあいサロン（大島）
7月27日 ふれあいサロン in 大島
 - ・ 泉川見守り・SOS ネットワーク … 8月19日小規模捜索訓練実施

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

- ① 新居浜市在宅医療・介護連携推進連携協議会 … 第2回協議会 31年1月予定
- ② 連携研修部会
 - ・ 第1回 … 6/20、課題協議
 - ・ 第2回 … 8/29、解決に向けた取組協議（以降10/10、2/13開催予定）
- ③ 広報啓発部会
 - ・ 第1回 … 7/18、テーマ協議
 - ・ 第2回 … 9/19、取組協議（以降11/14、3/13開催予定）
- ④ 新居浜市在宅医療・介護連携講演会
 - ・ 7/26、リーガロイヤルホテル、参加者 約400人
 - ・ アンケート集計中
- ⑤ MSW、Nsへの事業説明会（9/20）
 - ・ 病院の入退院調整担当対象に本事業の進捗を説明
 - ・ 部会にあがった課題の意見交換
 - ・ 解決に向けた協議の場の調整
 - ・ 情報公開サイトの説明
- ⑥ 医療・介護情報及び社会資源情報公開サイト
 - ・ (株) ストローハットへ委託。10/1を稼働目標に、情報整理、サイト構築中。
 - ・ 医療情報は、西条保健所より入手
 - ・ 介護情報は、28年度調査の事業所一覧データを委託業者が変換
空き情報等事業者情報の整備について、8/2に説明会を実施
 - ・ 社会資源情報は、生活支援体制整備事業において情報整備中
 - ・ 活用について、9/13に居宅部会に説明予定

Ⅲ 保険者機能強化推進交付金（市町村分）に関する評価指標（資料2P4、資料3P4）

基準 … 高齢者数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに3職種（準ずる者を含む）
を配置 ⇒ 18人

指標 … 地域包括支援センターの3職種一人当たり高齢者数（圏域内の65歳以上高齢者数/センター人員）の状況が1,500人以下 ⇒ 26人

回答欄は、該当する場合は○、該当しない場合は×を選択して下さい。

〇〇〇市町村

担当課・係・氏名 _____

メールアドレス _____

電話番号 _____

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料	
①	地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。 【ア～エのいずれかを選択】	ア 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。その上で、HPIによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている。	○	10 点	①分析に活用したデータ ②分析方法、全国その他の地域(具体名)との比較や経年変化(具体的年数)の分析等 ③当該地域の特徴 ④要因 ・ア及びイについては、上記に加えて、HPIによる周知等の住民や関係者との共通理解を持つ取組の具体例。	/
		イ 地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段(独自システム等)により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。その上で、HPIによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている。		0 点		
		ウ 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。		0 点		
		エ 地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段(独自システム等)により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。		0 点		
②	日常生活圏域ごとの65歳以上人口を把握しているか。		0 点	日常生活圏域ごとの65歳以上人口。	/	
③	右記の将来推計を実施しているか。 【複数選択】	ア 2025年度における要介護者数・要支援者数		0 点	ア～カの将来推計値及び公表方法	/
		イ 2025年度における介護保険料		0 点		
		ウ 2025年度における日常生活圏域単位の65歳以上人口		0 点		
		エ 2025年度における認知症高齢者数		0 点		
		オ 2025年度における一人暮らし高齢者数		0 点		
		カ 2025年度に必要な介護人材の数		0 点		

指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
④	介護保険事業に関する現状や将来推計に基づき、2025年度に向けて、自立支援、重度化防止等に資する施策について目標及び目標を実現するための重点施策を決定しているか。		0点		①第7期介護保険事業計画該当部分の抜粋を提出。 ②計画以外のものに記載、公表している場合には、該当部分を提出。 ③選択肢に該当することが分かるよう、線を引く等にご協力ください。
⑤	人口動態による自然増減による推計に加え、自立支援・介護予防に資する施策など、保険者としての取組を勘案した要介護者数及び要支援者数の推計を行っているか。		0点	実際に推計に反映した事項。(施策反映の内容)	
⑥	地域医療構想を含む医療計画も踏まえつつ、地域の在宅医療の利用者や、在宅医療の整備目標等を参照しつつ、介護サービスの量の見込みを定めているか。		0点	地域医療構想を含む医療計画も踏まえつつ、どのような考え方により2020年度、2025年度の介護サービスの見込み量を設定したか。	
⑦	認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)しているか。 【アかイのいずれかに該当する場合】	ア 定期的にモニタリングするとともに、運営協議会等で公表している。	0点	①モニタリング実施日。 ②アは運営協議会等の開催日、公表した資料の名称及び公表場所(HP)等。 ③予定の場合は、運営協議会等の開催予定日。	
		イ 定期的にモニタリングしている。	0点		
⑧	介護保険事業計画の目標が未達成であった場合に、具体的な改善策や、理由の提示と目標の見直しといった取組を講じているか。		0点	①達成状況の把握、改善策や理由の提示・目標の見直し等を行った時期及び内容。 ②目標が全て達成されている場合はその理由等。	
			小計	10点	

II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(1)地域密着型サービス

指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
①	保険者の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図るため、保険者独自の取組を行っているか。			①ウ、工具体的な取組内容。 ②ア～ウ予定である場合には、実施時期。	
	ア 地域密着型サービスの指定基準を定める条例に保険者独自の内容を盛り込んでいる。		0点		
	イ 地域密着型サービスの公募指定を活用している。		0点		
	ウ 参入を検討する事業者への説明や働きかけを実施している。(説明会の開催、個別の働きかけ等)。		0点		
	エ 必要な地域密着型サービスを確保するための上記以外の取組を行っている。		0点		
【ア～エのいずれかに該当する場合】					

指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
②	地域密着型サービス事業所の運営状況を把握し、それを踏まえ、運営協議会等で必要な事項を検討しているか。		0点	検討した時期及び検討テーマ。	
③	所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に一回以上の割合(16.6%)で実地指導を実施しているか。		0点	実地指導の実施率(実施数÷対象事業所数)。	
④	地域密着型通所介護事業所における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行っているか。(注:地域密着型通所介護事業所が「無」の市町村は、「回答欄」で「-」を選択し、「配点(G)」に「-」を直接入力してください。)		0点	①取組の概要及び実施時期。 ②地域密着型通所介護事業所の有無に○して下さい。↓	
				地域密着型通所介護事業所 有	
				地域密着型通所介護事業所 無	

(2)介護支援専門員・介護サービス事業所

指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
①	保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか。 【アかイのいずれかに該当する場合】	ア 保険者のケアマネジメントに関する基本方針を伝えるためのガイドライン又は文書を作成した上で、事業者連絡会議、研修又は集団指導等において周知している。	0点	介護支援専門員や事業者等に文書・どのように周知したか及び実施日。	①保険者のケアマネジメントに関する基本方針を伝えるためのガイドライン又は文書。 ②資料添付の場合は、選択肢に該当することが分かるよう、線を引く等にご協力ください。
		イ ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えている。	0点	介護支援専門員にどのように基本方針を伝えているか。	
②	介護サービス事業所(居宅介護支援事業所を含む。)の質の向上に向けて、具体的なテーマを設定した研修等の具体的な取組を行っているか。		0点	①実施している具体的な取組内容及び時期。 ②予定の場合には予定している内容及び時期。	

(3)地域包括支援センター

<地域包括支援センターの体制に関するもの>

①	地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。		0点		①受託法人に示している委託契約書、委託方針等。 ②直営の場合は、組織規則等の該当部分の抜粋。 ③資料添付の場合は、選択肢に該当することが分かるよう、線を引く等にご協力ください。
---	--	--	----	--	--

指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
②	<p>地域包括支援センターの3職種(準ずる者を含む)一人当たり高齢者数(圏域内の65歳以上高齢者数/センター人員)の状況が1,500人以下</p> <p>※小規模の担当圏域における地域包括支援センターについては配置基準が異なるため規模別の指標とする。</p>		0 点	<p>地域包括支援センターが一つの場合はこの欄に記入して下さい。それ以外は提出資料欄に記載のとおり。</p> <p>①該当する圏域にチェックして下さい。 ②実際の数値を記入して下さい。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>圏域内の65歳以上高齢者数 <input type="checkbox"/>概ね3,000人以上:指標1,500人以下 <input type="checkbox"/>概ね2,000人以上3,000人未満:指標1,250人以下 <input type="checkbox"/>概ね1,000人以上2,000人未満:指標750人以下 <input type="checkbox"/>概ね1,000人未満:指標500人以下</p>	<p>地域包括支援センターが複数の場合又は規模の異なる地域包括支援センターが混在する場合は計算例を参考に内訳を添付して下さい。 (内訳の様式は任意で可。)</p>
		①圏域内の65歳以上の高齢者数	0		
		②地域包括支援センターの人員(常勤換算)	0		
		③3職種一人あたり の高齢者数(①/②)	#DIV/0!		
③	<p>地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センターから保険者に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。</p>		0 点	<p>定期的な報告の仕組みや会議開催日等。</p>	
④	<p>介護サービス情報公表システム等において、管内の全地域包括支援センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。</p>		0 点	<p>①情報公表システムの場合は公表項目。 ②情報公表システムの以外の場合は名称と公表項目等。</p>	
⑤	<p>毎年度、地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善しているか。</p>	ア 運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善している。	0 点	<p>運営協議会での議論を踏まえ ①改善した内容等。 ②改善なしと判断した場合、その理由。</p>	
	<p>【アかイのいずれかに該当する場合】</p>	イ 運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容について改善点を検討している。	0 点	<p>改善点の検討内容等。</p>	

指 標	回答欄	配 点	記載事項	提出資料
<ケアマネジメント支援に関するもの>				
⑥ 地域包括支援センターと協議の上、地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。		0 点		①研修会・事例検討会等の開催計画。 ②資料添付の場合は、選択肢に該当することが分かるよう、線を引く等にご協力ください。
⑦ 介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。		0 点	開催日時及び出席した関係者・関係機関。	
⑧ 管内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。		0 点	①相談内容の整理・分類方法。 ②相談内容の件数 平成28年度 ○件 平成29年度 ○件 平成30年度 ○件(平成30年9月末現在)	
<地域ケア会議に関するもの>				
⑨ 地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。		0 点		①機能、構成員、開催頻度を記載した開催計画。 ②資料添付の場合は、選択肢に該当することが分かるよう、線を引く等にご協力ください。
⑩ 地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。		0 点	当該地域ケア会議に出席した職種。	①地域ケア会議の会議録や議事メモ等のうち、個別事例に対する対応策が記載されている部分の提示(いくつかの事例をピックアップ)。 ②資料添付の場合は、選択肢に該当することが分かるよう、線を引く等にご協力ください。

指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料		
⑪	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。 (個別ケースの検討件数/受給者数) ア 個別ケースの検討件数/受給者数 ○件以上(全保険者の上位3割) イ 個別ケースの検討件数/受給者数 ○件以上(全保険者の上位5割)		0点	①個別事例の検討件数は、平成30年4月から平成30年9月末までに開催された地域ケア会議において検討された個別事例の延べ件数。 ②受給者数(平成30年6月月報のデータ使用) ③実際の数値を記入して下さい。 	/		
			0点			①個別ケースの検討件数	0
						②受給者数	0
						③割合(①/②)%	#DIV/0!
⑫	生活援助の訪問回数が多いケアプラン(生活援助ケアプラン)の地域ケア会議等での検証について、実施体制を確保しているか。		0点		①地域ケア会議等における検証の実施計画。 ②資料添付の場合は、選択肢に該当することが分かるよう、線を引く等にご協力ください。		
⑬	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。		0点	①Ⅱ(3)⑩ルールや仕組みの概要及び具体的な実行内容。 ②平成30年9月末までに地域ケア会議で検討した個別事例について フォローアップが必要とされた事案件数 ○件 フォローアップ実施件数 ○件 又はフォローアップの予定件数 ○件	/		

指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
⑭	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。 【アかイのいずれかに該当する場合】	ア 複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言している。	0点	提言された政策。	
		イ 複数の個別事例から地域課題を明らかにしているが、解決するための政策を市町村に提言してはいない。	0点	明らかにされた地域課題。	
⑮	地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。		0点	課題共有の仕組み。	

(4)在宅医療・介護連携

指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
①	地域の医療・介護関係者等が参画する会議において、市町村が所持するデータのほか、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか。 【アかイのいずれかに該当する場合】	ア 市町村が所持するデータに加え、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、課題を検討し、対応策を具体化している。	0点	①会議の構成員(医療と介護の関係者が分かること)。 ②具体化された対応策。 ③活用した具体的なデータ。	
		イ 市町村が所持するデータを活用して課題を検討し、対応策を具体化している。	0点		
②	医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要に応じて、都道府県等からの支援を受けつつ、(4)①での検討内容を考慮して、必要となる具体的な取組を企画・立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか。		0点	①具体的な実行内容。 ②実施状況の検証や取組の改善。	
③	医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか。		0点	具体的な取組。	
④	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、郡市区医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか。		0点	報告日時及び会議等の名称。	
⑤	医療・介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催または開催支援しているか。		0点	開催日時及び研修会の名称。	
⑥	関係市区町村や郡市区医師会等関係団体、都道府県等と連携し、退院支援ルール等、広域的な医療介護連携に関する取組を企画・立案し、実行しているか。		0点	具体的な実行内容。	
⑦	居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」又は「退院・退所加算」の取得率の状況はどうか。 ア 〇%以上(全保険者の上位5割)	(注) これらの指標については、厚生労働省の統計データを使用するため、市町村において入力不要。	0点		
			0点		

指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
(5) 認知症総合支援					
指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
①	市町村介護保険事業計画又は市町村が定めるその他の計画等において、認知症施策の取組（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の三の1の（二）に掲げる取組）について、各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか。 【アかイのいずれかに該当する場合】	ア 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価を行っている。	0 点	評価について、打ち合わせの機会、どのような手法で評価したか。実施日、又は実施予定日。	①第7期計画の該当分を提出。 ②資料添付の場合は、選択肢に該当することが分かるよう、線を引く等にご協力ください。
		イ 計画に定めているが、進捗状況の評価は行っていない。	0 点		
②	認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築しているか。		0 点	定期的に情報連携する体制の内容。（情報連携を行う場、その場の開催頻度。）	
③	地区医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のおそれがある人に対して、かかりつけ医と認知症疾患医療センター等専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げる体制を構築しているか。		0 点	早期診断・早期対応に繋げる体制の内容。	
④	認知症支援に携わるボランティアの定期的な養成など認知症支援に関する介護保険外サービスの整備を行っているか。		0 点	①取組内容。 ②養成講座は実施日。	
(6) 介護予防/日常生活支援					
指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
①	介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者等地域の関係者に対して周知を行っているか。		0 点	周知方法やその内容。	
②	介護保険事業計画において、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス（基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援を指し、予防給付で実施されてきた旧介護予防訪問介護相当サービス・旧介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスは含まない。以下同じ。）及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立てるとともに、その見込み量の確保に向けた具体策を記載しているか。		0 点		①第7期計画の該当分を提出。 ②資料添付の場合は、選択肢に該当することが分かるよう、線を引く等にご協力ください。
③	介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。		0 点	協議や検証の日時、関係者、検証結果。	

指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
④	高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設しているか。		0点	創設されたサービスの概要及び創設時期(予定時期)。	
⑤	介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数ほどの程度か【通いの場への参加率=通いの場の参加者実人数/高齢者人口】等) ア 通いの場への参加率が〇%(上位3割) イ 通いの場への参加率が〇%(上位5割)		0点	厚生労働省において把握しているデータを使用するため、保険者においては入力不要。 	
			0点		
			①通いの場の参加者実人数		
			②高齢者人口		
				③通いの場への参加率(①/②)	
⑥	地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、総合事業を含む多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。		0点	情報の提供時期、方法、内容。	
⑦	地域リハビリテーション活動支援事業(リハビリテーション専門職等が技術的助言等を行う事業)等により、介護予防の場(リハビリテーション専門職等が関与する仕組み)を設け実行しているか。		0点	リハビリ専門職等が関与している仕組みの内容。	
⑧	住民の介護予防活動への積極的な参加を促進する取組を推進しているか(単なる周知広報を除く。)		0点	住民の参加を促進する取組内容。	

指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
(7) 生活支援体制の整備					
①	生活支援コーディネーターに対して市町村としての活動方針を提示し、支援を行っているか。		0 点	支援の内容。	①活動方針。 ②資料添付の場合は、選択肢に該当することが分かるよう、線を引く等にご協力ください。
②	生活支援コーディネーターが地域資源の開発に向けた具体的取組(地域ニーズ、地域資源の把握、問題提起等)を行っているか。		0 点	<p>該当する項目に☑して下さい。(平成30年度の取組が対象(予定を含む。))予定の場合は、取組予定日を記載。</p> <p><input type="checkbox"/>地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起。</p> <p><input type="checkbox"/>地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ。</p> <p><input type="checkbox"/>関係者のネットワーク化。</p> <p><input type="checkbox"/>目指す地域の姿・方針の共有。意識の統一。</p> <p><input type="checkbox"/>生活支援の担い手の養成やサービスの開発等。</p> <p><input type="checkbox"/>上記以外を実施している場合には、内容を記載。</p>	
③	協議体が地域資源の開発に向けた具体的取組(地域ニーズ、地域資源の把握等)を行っているか。		0 点	<p>該当する項目に☑して下さい。(平成30年度の取組が対象(予定を含む。))予定の場合は、取組予定日を記載。</p> <p><input type="checkbox"/>地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進。(実態調査の実施や地域資源マップの作成等。)</p> <p><input type="checkbox"/>企画、立案、方針策定。(生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む。)</p> <p><input type="checkbox"/>地域づくりにおける意識の統一等。</p> <p><input type="checkbox"/>上記以外を実施している場合には内容を記載。</p>	
④	生活支援コーディネーター、協議体の活動を通じて高齢者のニーズに対応した具体的な資源の開発(既存の活動やサービスの強化を含む。)が行われているか。		0 点	行われた資源開発の具体的内容。	

指標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
(8)要介護状態の維持・改善の状況等					
指標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
①	(要介護認定等基準時間の変化) 一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか。 ア 時点(1)の場合〇% (全保険者の上位3割を評価) イ 時点(2)の場合〇% (全保険者の上位5割を評価) 【ア又はイどちらかに該当すれば加点】	(注) これらの指標については、厚生労働省において全保険者の上位3割又は5割を決定するため、市町村において入力は不要。	0点		
②	(要介護認定の変化) 一定期間における要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどのようになっているか。 ア 時点(1)の場合〇% (全保険者の上位3割を評価) イ 時点(2)の場合〇% (全保険者の上位5割を評価) 【ア又はイどちらかに該当すれば加点】		0点		
小計			0点		

Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

(1)介護給付の適正化

指標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
①	介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、3事業以上を実施しているか。		0点	該当する項目に☑して下さい。(平成30年9月末現在) <input type="checkbox"/> 要介護認定の適正化 <input type="checkbox"/> ケアプラン点検 <input type="checkbox"/> 住宅改修の点検 <input type="checkbox"/> 医療情報との突合・縦覧点検 <input type="checkbox"/> 介護給付費通知	
②	ケアプラン点検をどの程度実施しているか。 ア ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が〇%(全国平均)以上 イ ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が〇%(全国平均)未満	(注) これらの指標については、厚生労働省において全国平均以上と平均未満を確定するため、市町村において回答欄への入力は不要。	0点	①ケアプラン点検数 ②ケアプラン数 ③実際の数値を記入して下さい。 ↓	
			①ケアプラン点検数	0	
			②ケアプラン数	0	
			③割合(①/②)%	#DIV/0!	
③	医療情報との突合・縦覧点検を実施しているか。		0点	該当する項目に☑して下さい。 <input type="checkbox"/> ア保険者職員が実施。 <input type="checkbox"/> イ国保連に委託。 <input type="checkbox"/> ウ保険者職員が実施及び国保連に委託。	

指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
④	福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。 【いずれかに該当している場合に加点】		0点	該当する項目に○をして下さい。	
				地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行う。	
				福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある。	
				貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある。	
⑤	住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。 【いずれかに該当している場合に加点】		0点	該当する項目に○をして下さい。	
				被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある。	
⑥	給付実績を活用した適正化事業を実施しているか。		0点	実施した時期・内容。	
				住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある。	

(2)介護人材の確保

指 標		回答欄	配点	記載事項	提出資料
①	必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか。		0点	実施した時期・内容。 (予定の場合は計画している時期・内容。)	

小計 0点

総計 10点

事務連絡
平成 30 年 8 月 17 日

各都道府県介護保険担当課（室）
保険者機能強化推進交付金 ご担当者 殿

厚生労働省老健局
介護保険計画課交付金審査・交付係

平成 30 年度保険者機能強化推進交付金に関する Q & A その 3
【平成 30 年 8 月 17 日版】の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

別紙のとおり、平成 30 年度保険者機能強化推進交付金について、全国の市町村から寄せられた質疑を Q & A その 3 にまとめましたので、都道府県におかれましては管内市町村に送付して下さいますようお願い致します。

【担当者連絡先】

交付金審査・交付係 馬場、及川

TEL : 03-5253-1111 (内線 2165)
03-3595-2890 (ダイヤルイン)

FAX : 03-3503-2167

Mail: kaigo-koufukin@mhlw.go.jp

保険者機能強化推進交付金に関する Q&A その3

平成 30 年 8 月 17 日版

※追記箇所下線

- | | |
|-----------------------|---------|
| ○市町村向け評価指標 | 1 ~ 8P |
| ○都道府県向け評価指標 | 9 ~ 11P |

厚生労働省老健局介護保険計画課

保険者機能強化推進交付金に関する Q&A

【市町村向け評価指標】

◆共通事項

問 市町村向け評価指標の「時点」について、「平成30年度の取組が対象」とされているものと「平成30年度の取組が対象（予定も含む。）」とされているものがあるが、前者の「平成30年度の取組が対象」とされているものについては、何時時点の実績が対象になるのか。

(答)

「平成30年度における保険者機能強化推進交付金（市町村分）について（平成30年2月28日付け事務連絡）」の第3スケジュールに記載されているとおり、市町村の評価指標の該当状況の回答は10月〆切となることを想定している。このため、「平成30年度の取組が対象」とされているものについては、9月末時点での実績が対象となる。

なお、「平成30年度の取組が対象（予定も含む。）」とされているものについては、予定も含め、平成31年3月までの実績が対象となる。

問 交付金について、介護給付費などに対する市負担分に活用することは可能か。

(答)

保険者機能強化推進交付金については、国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合とは別に、介護保険特別会計に充当して活用していただくこととしており、介護給付費等の市町村が負担することとされている経費に活用することは適当でない。

問 交付金について、特別会計における総務費（注）に活用することは可能か。

(答)

保険者機能強化推進交付金については、国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合とは別に、介護保険特別会計に充当し、活用していただくこととしており、これにより、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていただくこととしている。

このため、介護保険特別会計における総務費に交付金を充てることは適切ではない。

（注）この「総務費」は、「介護保険特別会計の款項目節区分について」（平成11年10月5日事務連絡）の別紙における「保険事業勘定（歳出）」の「第1款総務費」のことを指す。詳細については、平成30年2月28日付け事務連絡（介護保険最新情報 Vol. 622）を参照のこと。

問 交付金について、高齢者の自立支援・重度化防止等の事業の実施に必要な人件費に活用することは可能か。

(答)

保険者機能強化推進交付金については、国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合とは別に、介護保険特別会計に充当し、活用していただくこととしており、これにより、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていただくこととしている。

地域支援事業等を充実し、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に必要な取組にかかる経費（報酬等）に交付金を充てることは差し支えない。

問 受け入れた交付金について使用予定がない場合、介護給付費準備基金に積み立てておけば良いのか。

(答)

保険者機能強化推進交付金については、国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合とは別に、介護保険特別会計に充当し、活用していただくこととしており、これにより、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていただいた結果、当該年度において第1号保険料に余剰が発生した場合には、通常通り、介護給付費準備基金に積み立てるものである。

II 自立支援・重度化防止等に資する施策の推進

◆ (1) 地域密着型サービス

問 II (1) ①アについて、「地域密着型サービスの指定基準を定める条例」とは、指定手続きを定めるものではなく、人員・運営・設備基準を定めるものと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問 II (1) ③について、実施指導の実施率（実施数÷対象事業所数）の算出に当たって、指定都市・中核市の場合には、対象事業所は地域密着型サービス以外の事業所を含むのか。

(答)

お見込みのとおり。

問 II (1) ③について、市外に立地する指定事業者に対してはどのように取り扱うのか。市外に立地し、特に利用実績が少ない場合であっても、市内事業所と同様に指導対象事業所としてカウントされるのか

(答)

市外の指定事業所については、当該事業所が所在している市（指定した自治体）において対象とするためカウントしない。

問 II（1）③について、地域密着型サービス事業所について、所管する介護事業所には、区域外指定、みなし指定等は含まれるのか。

（答）

（区域外は上記答えと同様。）みなし指定は含まれない。

問 II（1）③について、平成30年度に更新予定の事業所を、平成28年度中に指導した場合は対象として良いのか。

（答）

指定更新の時期と今般のカウントは関連しない。平成28年度の実地指導の実績を基に、留意点の事項に応じ対象として可能。

問 II（1）③について、介護予防サービスについては、1事業所として対象事業所数にカウントするのか

（答）

お見込みのとおり。指定を受けているサービス事業所ごとにカウントする。

問 II（1）③について、実地指導を経ずに当初から監査として実施することが多いのだが、監査の実施数を、実地指導の実施数に含むことはできるか。

（答）

監査は、指定基準違反や不正請求等が疑われるときに実施するものであるため含まれない。

◆（2）介護支援専門員・介護サービス事業所

問 II（2）①ケアマネジメントに関する保険者の基本方針とはどのようなものか。

（答）

評価指標は、「保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか。」であり、その基本方針とは、例えば、居宅介護支援で言えば

・運営基準省令第1条の2（基本方針）や

・運営基準省令第12条・13条（指定居宅介護支援の基本的・具体的取扱方針）等といった基本的な考え方に加えて、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの提供を目的として管内で統一して活用するツールがある場合にはその内容や活用方法等を盛り込んだ内容を想定している。

◆ (3) 地域包括支援センター

問 II (3) ①について、直営地域包括支援センターの場合は、地域包括支援センターを設置している旨を明記していることなのか、「保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員」又は「3職種」である旨を明記していることなのか。

(答)

後者のとおり、3職種の配置について義務づけていることを対象とする。

問 II (3) ②地域包括支援センターの3職種一人当たりの高齢者数の状況が1,500人以下とされているが、他方、介護保険法施行規則第140条の66の規定では、第1号被保険者数が3,000人以上6,000人未満の場合に配置すべき員数としては、3職種それぞれ各1人(合計3人)の配置が規定されている。一人当たりの高齢者数の状況としては1,500人を超えることとなる。この場合は配点に該当するか。以上から例えば第1号被保険者数が4,500人以上6,000人未満の時は施行規則上は3人の配置を求められており、3職種一人当たりの高齢者の状況としては1,500人を超えることになると考えられるがこの場合は配点に該当するか。

(答)

例示された状況は、規則に定める原則基準は満たしているが、本指標においては、三職種(準ずる者を含む)一人当たり高齢者数の状況が1,500人以下の場合に配点の対象となる。

問 II (3) ②の「市町村に規模の異なる担当圏域が混在する場合、各地域包括支援センターの一人当たり高齢者数の合計が、各地域包括支援センターの担当圏域の規模ごとの基準人数の合計を下回る場合には、配点に該当するものとする。」について、どのように解釈すればよいか。

(答)

市町村内に規模の異なる担当圏域が混在する場合の解釈について、例示すると次のとおり。

① 第一号被保険者数が2,400人で三職種の配置2人(2,400人/2人=1,200人)

② 第一号被保険者数が1,400人で三職種の配置2人(1,400人/2人=700人)

→A:各センターの一人当たり高齢者数の合計:1,200人+700人=1,900人

B:各センターの担当圏域の規模ごとの指標における基準人数※の合計
:1,250人+750人=2,000人

→配点に該当するのは、 $A \leq B$ の場合であり、本例示は配点に該当する。

※「各地域包括支援センターの担当圏域の規模ごとの基準人数」とは、指標に示している3職種一人当たり高齢者数のこと。

問 II (3) ②の地域包括支援センターの人員数について、非常勤職員で週29時間勤務の場合は常勤換算で0.75人となるが、1人とみなして良いか。

(答)

非常勤職員の場合、地域包括支援センターの人員数は常勤換算数(例示の場合は0.75)を用いて(圏域内の65歳以上高齢者数/地域包括支援センター人員)計算します。

問 II (3) ③について、「介護サービスに関する相談」についての報告や協議には、総合相談のなかで受けている「介護保険」に関する相談の他、苦情等も含むと解してよいか。

(答)

「介護サービスに関する相談」には、介護サービスに関する苦情も含む。

問 II (3) ③について、相談内容や種別に関する件数等の集計方法は、各地域包括支援センターの集計方法によることとしてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問 II (3) ③について、直営で連携が図られていれば加点となるのか。

(答)

お見込みのとおり。

問 II (3) ⑤について「運営協議会での議論をふまえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善している」とは、地域包括支援センターの業務実施状況等につて、運営協議会での評価や指摘事項等を踏まえ、保険者が改善に向けた支援や指導を実施していることを指すのであって、保険者が行う支援や指導の内容・方法等についてまで必ずしも運営協議会に諮ることを指すものではないと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問 II (3) ⑦について、留意点に「地域ケア会議は含まない」という記載があるが、ここでいう「地域ケア会議」はケアマネジメント支援の一環でおこなうケアプランチェックを目的とした「地域ケア会議」という理解でよいか。留意点に記載の「介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じた多対多の顔の見える関係を問うもの」という趣旨に見合うものであれば、会議等の名称が「○○○地域ケア会議」であっても差し支えないと解してよいか。

(答)

会議の目的に関わらず、地域ケア会議については本指標における配点対象には含まない。

問 II (3) ⑦について、関係機関・関係職員とは、自治体職員の保健師・歯科衛生士・栄養士などのほか、ケースワーカーなどを含む理解でよいのか。また、この意見交換とは、地域包括支援センターが中心(窓口)となって、困難ケース等が生じた場合、必要に応じて行うような意見交換でよいのか。または、定期的に、介護支援専門員からのニーズを集約し、関係者が集まるグループ討議のような形式を求めているか。

(答)

介護支援専門員のニーズに基づく意見交換の場の有無を問うものであり、関係機関・関係者の範囲、定期的なものであるかは問わない。

問 II (3) ⑧について、どの程度の分類区分を想定しているのか。

(答)

分類区分の程度は問わない。

問 II (3) ⑩について、「受給者」の定義を教えてください。

(答)

「受給者数」は、サービス種別や要介護度を問わず、給付を受けている者を指す。

問 II (3) ⑪について、「受給者数」は月報の数値を用いるのか。

(答)

「受給者数」は、介護保険事業報告(6月報)①から⑧までのサービス受給者数の合計を用います。

- ①居宅介護支援・介護予防支援、②小規模多機能型居宅介護、
- ③複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
- ④認知症対応型共同生活介護、⑤特定施設入居者生活介護、
- ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護、⑦介護保険施設(特養、老健、療養)、
- ⑧地域密着型介護老人福祉施設

問 II (3) ⑫について、平成30年度はケアプラン点検の実施体制が評価されることであるが、実施体制を平成30年度中に構築するという計画で良いのか。

(答)

平成30年9月末の状況が評価時点になります。

問 II (3) ⑫について、地域ケア会議等の会議で必須の職種はあるか。

(答)

現時点において特定の職種を必須とする予定はありませんが、自立支援・重度化防止・地域資源の有効活用の観点から多職種による議論が行われることが重要と考えておりますので、詳細については、今後、マニュアル等にてお示しさせていただきたいと考えております。

問 II (3) ⑫について、地域ケア会議での議題、検討事項が多いことから、別の会議体による検証を想定しているが、地域ケア会議等の「等」はどのような場合が対象となるか。

ア 市職員だけが多職種（主任ケアマネ、理学療法士、保健師）が参加するケアプランチェックの会議。

イ ○○県介護支援専門協会から委託または派遣で来てもらい、会議に参加してもらう。市の職員（主任ケアマネ、理学療法士、保健師）が参加するアプランチェックの会議。

ウ 委託している地域包括支援センター職員、大阪府介護支援専門協会からの派遣、理学療法士協会や作業療法士協会からの派遣や市の職員（主任ケアマネ、保健師）が参加するアプランチェックの会議。

（答）

地域ケア会議での検証を前提としており、自立支援・重度化防止・地域資源の有効活用の観点から多職種による議論が行われることが重要と考えておりますので、詳細については、今後、マニュアル等にてお示しさせていただきたいと考えております。

問 II (3) ⑭について「解決するための政策を市へ提言しているか」というのはどういうことを想定しているのか。例えば、地域ケア会議の検討結果について、地域包括支援センター運営協議会が報告を受け、必要に応じて、当該運営協議会から「市の政策への提言」を行う仕組みになっている場合、このような仕組みもこの項目に該当すると解してよいか。また、現場の関係者の取り組みにより解決できる課題については、市への提言を行うことなく、関係者に対する解決策の伝達により具体的な取り組みに繋がっているが、このような場合は評価されないのか。

（答）

地域ケア会議における検討から解決策を市町村に提言されている場合、その報告過程は問わない。また、本指標における評価は、複数の個別事例から地域課題を明らかにしている場合は配点イ5点の対象となり、さらに、その解決策を市町村に提言している場合は配点ア10点の対象となる。

◆（４）在宅医療・介護連携

問 II (4) ⑥について、在宅医療・介護連携推進事業の手引き（37 ページ）によると、留意事項（2）には、二次医療圏が一つの市で構成されている場合等は（イ）の取組をもって（ク）に取り組んでいるとみなし、必ずしも（ク）を実施しなくても差し支えないとされている。一つの市のみで一つの二次医療圏を構成しており、近隣他都市との広域連携について積極的に協議しているわけではないが、（イ）の取組は積極的に行っている。どのように採点を行うべきか。

（答）

ご指摘のとおり、二次医療圏が1つの市町村で構成されている場合は、（イ）を（ク）としてみなすことができます。

在宅医療・介護連携推進事業の（イ）及び（ク）は、「検討」で実施となりますが、保険者機能強化推進交付金の指標で問うているのは、検討の先である、「企画・立案・実行」となります。つまり、ご質問者の市の場合は、（イ）を実施して、「企画・立案・実行」した取組を評価することになります。

◆（５）認知症総合支援

問 Ⅱ（５）④について、留意点に、「認知症サポーター養成講座の受講者を傾聴や見守り等のボランティアとして登録、活用する」とあるが、この「登録」の定義はなにか。

（答）

認知症支援に関わる保険外の活動の整備について、市町村としての主体的な取組を評価するものであり、例示にある「名簿の登録、活用」についても、市町村、市町村が委託等行っている団体等で名簿等で管理していることをさす。

問 Ⅱ（５）④について、市町村が管理していることが必要か？市町村が管理していない、たとえば認知症カフェの主催者が独自で持っている名簿等があれば、それも含めて「登録」と言っているのか。

（答）

上記のとおりであり、民間の取組として自発的に行われているカフェの主催者が独自に持っているものなどは含まない。

◆（６）介護予防／日常生活支援

問 Ⅱ（６）④について、多様なサービスの創設時期は平成27年4月から開始したものも含めて良いか。

（答）

これまでに創出されたサービスを含めて良い。

問 Ⅱ（６）⑤について、参加者実人数でなく延べ人数しか把握していないが該当になるか。

（答）

延べ人数ではなく、参加者の実人数を把握していることで該当となる。なお、厚生労働省において把握しているデータを使用するため、保険者においては入力不要。

Ⅲ介護保険運営の安定化に資する施策の推進

◆（１）介護給付の適正化

問 Ⅲ（１）②のケアプラン点検をどの程度実施しているかにおいて、ケアプラン数の算出方法はどうか。

（答）

介護保険事業報告（月報）における居宅介護支援及び介護予防支援サービスの受給者数を1年分積み上げたものを用います。

問 Ⅲ（１）⑤の住宅改修費支給申請書の審査に係る点検の仕組みについて、「建築専門職、リハビリテーション専門職等」とあるが、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上の資格を有する者も含まれるか。

（答）お見込みのとおり。

保険者機能強化推進交付金に関する Q&A

【都道府県向け評価指標】

◆共通事項

問 適正化ブロック研修会の幹事となる都道府県は、各ブロック内において輪番で決定しているが、従来、幹事となる年度においては、当該研修会の開催に要する経費の補助として介護給付適正化推進特別事業を活用していたところであるが、今後は保険者機能強化推進交付金となるのか。

(答)

お見込みのとおり。

介護給付適正化推進特別事業は、保険者機能強化推進交付金に統合されたところであり、適正化ブロック研修会の開催経費については、「保険者機能強化推進交付金（都道府県分）所要額調」における交付対象事業費に計上して差し支えない。

問 適正化ブロック研修会の開催経費が、幹事となる都道府県の保険者機能強化推進交付金の対象事業費に含まれる場合、評価指標上に該当するものはあるのか。

(答)

評価指標の「Ⅱ（７）オ その他、都道府県として市町村の実情に応じた支援を実施している。」に該当する。

問 適正化ブロック研修会に参加する都道府県職員、国保連職員、適正化事業の事例発表をする保険者職員の旅費については、従来、介護給付適正化推進特別事業を活用していたところであるが、今後は保険者機能強化推進交付金となるのか。

(答)

お見込みのとおり。

介護給付適正化推進特別事業は、保険者機能強化推進交付金に統合されたところであり、ご質問の職員の旅費については、「保険者機能強化推進交付金（都道府県分）所要額調」における交付対象事業費に計上して差し支えない。

なお、適正化事業の事例発表をする保険者職員の旅費については、研修会の幹事となる都道府県において、研修会の開催経費として、交付対象事業費に計上して差し支えない。

問 市町村支援の事業を行うための経費として、非常勤職員の報償費、臨時職員の賃金、共済費に交付金を充てることは可能か。

(答)

保険者機能強化推進交付金については、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に向けた市町村の取組を支援する都道府県の事業に係る取組を支援するため、交付することを趣旨・目的としている。

このため、市町村支援に向けた都道府県が行う事業の実施に必要な経費（賃金、報償費及び旅費等）に当該交付金を支出することは差し支えない。

なお、市町村の取組を支援するため、市町村から提出のあった評価指標の報告様式等を整理して、集計・分析等を行うために必要となる非常勤職員、臨時職員を雇い上げた場合の経費に当該交付金を支出することも差し支えない。

問 県の独自のシステムの開発費、運営費、保守費に当該交付金を支出することは可能か。

(答)

介護保険法第 120 条の 2 に定める市町村の分析を支援するため、システムの開発、改修や機能拡充に当該交付金を支出することは差し支えないが、当該システムに係る運営費及び保守費、OS 等のソフトウェアのバージョンアップに当該交付金を支出することは適当でない。

なお、当該交付金を使途としてシステム開発、改修や機能拡充をする場合は、他の補助金等の対象外となる場合があることに留意すること。

問 地域医療介護総合確保基金（基金）で行っている事業の一部又は全部を交付金事業として、当該交付金を支出することは可能か。

(答)

保険者機能強化推進交付金については、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に向けた市町村の取組を支援する都道府県の事業に係る取組を支援するため、交付することを趣旨・目的としている。

保険者機能強化推進交付金の趣旨・目的に照らして、事業内容が合致していると都道府県が判断した場合は、基金事業から変更して、当該交付金を使途とする事業として実施しても差し支えない。

ただし、年度途中での当該交付金と基金との事業間における経費等の配分の変更は、同一事業での補助金等の重複交付となる可能性があり、好ましくないため、当該交付金の事業として実施する場合は、当該交付金と基金が重複しないよう、地域医療介護総合確保基金管理運営要領等に基づき、都道府県計画の変更を行うこと。

Ⅱ 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容

◆ (2) 地域ケア会議・介護予防

問 Ⅱ (2) ②の配点が空欄であるが他と同様に各10点で良いか。

(答)

お見込みのとおり

1 多喜浜校区第2層協議体「ソルティネット」

- ・ 平成29年6月より偶数月開催。29年度はモデル実施
- ・ 29年度は校区の特徴確認、課題抽出、実施順を決定
- ・ 平成30年度以降の継続実施決定
- ・ 様子のわからない高齢者がいることを課題として、「あいさつ」（声掛け）から
- ・ 具体的活動として、災害対応も視野に入れた「名簿作り」について相談中

2 第2層協議体設置拡大について

- ① 各校区説明 … 2～6月、多喜浜校区以外の各地域ケアネットワーク推進協議会で第2層協議体設置に向けた説明を実施

ア 高齢化に伴う各地域における現象

- ・ 高齢者、高齢者世帯、独居高齢者、認知症高齢者が増加
- ・ 商店が少なく（なく）買い物が不便、病院がなく（少なく）通院が不便
- ・ 交通機関の不便さ
- ・ 災害、獣害への備え
- ・ 見守り対象者の増加、空き家の増加、個食、徘徊
- ・ 地域役員のなり手が減少、地域行事の対象者やスタッフが減少

イ 介護予防・日常生活支援総合事業の意味、地域ケア会議の役割

ウ 生活支援体制整備事業の意味と地域の助け合い・互助の必要性

エ 第2層協議体の設置に向けて

- ・ 設置母体 … 校区ケアネット、支部社協、連合自治会、公民館系活動組織等
- ・ 設置形態 … 母体組織内に設置、選抜メンバーで、外部メンバーを含めて等

- ② 設置に向けた協議

ア 説明会後にリアクションのあった校区等と協議開始予定（一部意見交換開始）

- ・ 別子 … 協議の場（ケアネットワーク推進協議会）あり、課題大
- ・ 大島 … 要望あり（前述）、課題大
- ・ 船木 … リアクションあり、課題大
- ・ 大生院 … 自主活動あり、課題大
- ・ 若宮 … 課題大（小学校統合・跡地利用関係の地域事情あり）
- ・ 金栄 … リアクションあり

イ 年度内の設置に向けて地域の状況等の意見交換

- ・ 地域内での意思決定の進め方
- ・ 母体となる組織から始めるか、呼びかけ・学習会で募って始めるか
- ・ 地域課題、地区の各役員の思いにもとづいた無理のない体制とは
- ・ 回数、時間帯、ケアネットとの兼ね合い等

- 3 社会資源公開ツール … 在宅医療・介護連携推進事業と合わせてサイト開設準備中

平成30年度 行事等実績・予定

資料 5

7月		業務
1	日	
2	月	PPK説明会（浮島公民館女性講座）
3	火	介護相談員初級研修
4	水	第1回包括支援センター運営協議会 兼 第1回密着型サービス運営委員会 若宮ケアネットワーク推進協議会
5	木	介護予防担当者会 在宅医療・介護連携担当者会
6	金	生活支援担当者会 地域ケア会議（事例検討型・金子）
7	土	
8	日	
9	月	PPK説明会（松の木自治会） PPK初回（浮島自治会）
10	火	権利担当者会 相談支援係会 船木ケアネットワーク推進協議会 地域リハビリテーション活動支援事業実施調整会議
11	水	居宅等研修会
12	木	
13	金	介護相談員担当者会 認知症サポーター養成講座（東高） 別子ケアネットワーク推進協議会
14	土	大生院うずいせせらぎ食堂コトエーター訪問
15	日	すみのSOS小規模訓練
16	月	
17	火	認知症担当者会 地域ケア会議（事例検討型）報告会（中萩） ランチ連絡会 地域ケア会議アセスメント学習会
18	水	在宅医療・介護連携協議会広報啓発部会 すみのふれあいサロン大島交流サロン 労災病院連携意見交換会
19	木	地域リーダー研修 被災地支援保健師派遣
20	金	認知症サポーター養成講座（金栄ふれあい） 泉川見守りSOSネットワーク協議会 被災地支援保健師派遣
21	土	被災地支援保健師派遣
22	日	被災地支援保健師派遣
23	月	権利擁護法テラス研修
24	火	シルバーボランティア説明会 自立支援協権利擁護部会
25	水	すみの見守りSOSネットワーク協議会 地域ケア会議（ケアマネジメント支援型）
26	木	別子健康相談 PPK説明会（高津公） 在宅医療・介護連携講演会
27	金	ケアマネジメント係会 すみのふれあいサロン
28	土	
29	日	
30	月	
31	火	警察生安連携会議 被災地支援保健師派遣

8月		業務
1	水	すみのふれあい劇団（神郷） 被災地支援保健師派遣
2	木	社会資源公開ツール事業所説明会
3	金	条例審議会 在宅医療・介護連携担当者会
4	土	
5	日	
6	月	地域ケア会議（事例検討型・若宮） PPK体験会（泉川公）
7	火	相談支援係会 PPK説明会（中萩公講座） PPK初回（北内中）
8	水	RCC庁内連絡協議会 PPK体験会（角野公） 認知症地域支援推進員研修（～9日、大阪）
9	木	介護相談員委嘱式・研修会 地域リハビリテーション活動支援事業実施調整会議
10	金	介護相談員担当者会 別子ケアネットワーク推進協議会 被災地支援職員派遣 先進地視察 生駒市
11	土	
12	日	西条市認知症セミナー
13	月	
14	火	福祉委員会 権利擁護担当者会 生活支援担当者会
15	水	
16	木	
17	金	介護予防担当者会 認知症サポーター養成講座（花みずき）
18	土	成年後見制度研修
19	日	泉川SOS小規模訓練 被災地支援職員派遣
20	月	入所判定委員会 PPK体験会（高津公） ひきこもり研修会 ソリティアット 泉川SOS
21	火	認知症担当者会 ランチ連絡会 PPK体験会（多喜浜公） PPK初回（北内上） 地域リーダー研修 地域ケア会議（ケアマネジメント支援型）
22	水	訪問看護研修受入 神郷ケアネットワーク
23	木	歯科保健推進協議会 保健事業担当者会 地域リハビリテーション活動支援事業実施調整会議 住友連携交流会
24	金	すみのふれあいサロン
25	土	
26	日	
27	月	認知症サポーター養成講座（高庭池一宇） PPK体験会（大生院） 介護相談員施設見学
28	火	
29	水	在宅医療・介護連携協議会連携研修部会 地域ケア会議（ケアマネジメント支援型）振り返り会 保健師研修会
30	木	
31	金	ケアマネジメント係会 PPK体験会（若宮公） 介護相談員施設見学 歯科口腔研修会 包括的継続的ケアマネジメント研修会

9月		業務
1	土	
2	日	
3	月	認知症サポーター養成講座（大生院団地） 垣生ケアネットワーク推進協議会 金子ケアネットワーク推進協議会
4	火	9月本会議・開会 生活支援担当者会
5	水	第2回包括支援センター運営協議会 地域ケア会議（事例検討型・泉川和）
6	木	出前講座（いろは）
7	金	在宅医療・介護連携担当者会 連合自治会三役会説明
8	土	認知症サポーター養成講座（郵便局）
9	日	
10	月	角野ケアネットワーク PPK体験会（浮島） 認知症サポーター養成講座（多喜浜小）
11	火	権利擁護担当者会 相談支援係会 地域リーダー研修 オレンジカフェはびねす（ヒール） 金栄ケアネットワーク
12	水	
13	木	別子健康相談 ケア協議会居宅部会社会資源公開ツール説明 地域リハビリテーション活動支援事業実施調整会議
14	金	市議会・福祉教育委員会 介護予防担当者会 介護相談員担当者会 ケア協議会施設部会研修会 別子ケアネットワーク推進協議会
15	土	認知症サポーター養成講座（ハロー薬局）
16	日	
17	月	
18	火	認知症担当者会 ランチ連絡会 疾患C事例検討会 地域ケア会議アセスメント学習会
19	水	在宅医療・介護連携協議会広報啓発部会 連自理事会説明
20	木	ケア推進会議 在宅医療・介護連携MSW・Ns説明会 認知症サポーター養成講座（神郷小） 泉川SOS
21	金	介護予防リーダークラス講座（川西川東①） ヘルパ－職員連絡会研修会
22	土	
23	日	
24	月	
25	火	シルバーボランティア説明会 保険料説明会
26	水	すみのSOS 介護予防リーダークラス講座（上部①） 浮島ケアネットワーク推進協議会
27	木	地域ケア会議（ケアマネジメント支援型）
28	金	ケアマネジメント係会 すみのふれあいサロン 介護予防リーダークラス講座（川西川東②） 大生院ケアネットワーク推進協議会
29	土	
30	日	

10月		業務
1	月	法テラス勉強会
2	火	生活支援担当者会
3	水	介護予防リーダークラス講座（上部②）
4	木	
5	金	在宅医療・介護連携担当者会
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	権利擁護担当者会 相談支援係会
10	水	在宅医療・介護連携協議会連携研修部会
11	木	地域リハビリテーション活動支援事業実施調整会議
12	金	介護予防担当者会 介護相談員担当者会
13	土	介護予防リーダークラス講座（合同③）
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	認知症担当者会 ランチ連絡会
20	土	ユリノキ研修会
21	日	
22	月	地域ケア会議アセスメント学習会
23	火	介護予防リーダークラス講座（合同④）
24	水	地域ケア会議（ケアマネジメント支援型） すみのSOS
25	木	
26	金	ケアマネジメント係会 すみのふれあいサロン 介護予防リーダークラス講座（川西川東⑤） 宮西ケアネットワーク推進協議会
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	包括主催認知症サポーター養成講座 保健師研修会 新居浜ケアネットワーク推進協議会
31	水	介護予防講座（上部⑤）

オレンジカフェ はびねす

9月11日

火

OPEN



参加無料です

【開催時間】 13:00～15:00 (毎月第2火曜日)

【場所】 *vivre* (ヴィーヴル) 多目的ホール

- オレンジカフェは認知症の方やそのご家族、地域の住民の方々など、どなたでもご自由に参加できる集いの場としてご利用いただけます。どうぞお気軽にご参加ください。

【内容】

- ・参加者同士の情報交換や相談
- ・介護体験者や専門職からのアドバイス
- ・講座やリフレッシュのためのイベントなど

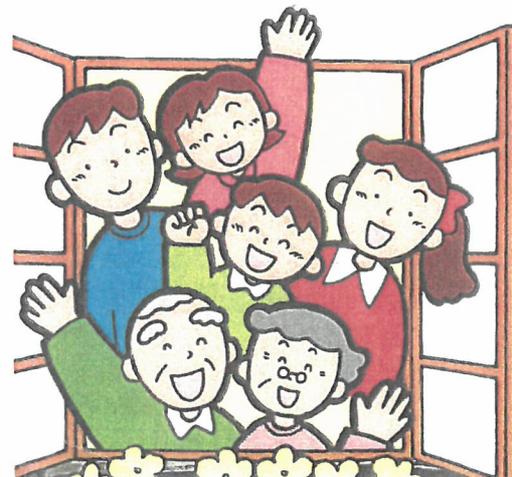
お問い合わせ



オレンジカフェ はびねす

TEL: 0897-34-6813

担当: 井上



オレンジカフェ はぴねす !!

オレンジカフェ とは、

「認知症の方やその家族が安心できる居場所であること」「地域住民の相互交流が図れること」「認知症の正しい理解を深め正しい情報を広めること」「誰でも自由に気軽に参加できること」という認知症の人やその家族、各専門家や地域住民が集う場として近年注目されつつある取り組みのひとつです。

《 ひとつと 》

オレンジカフェはぴねすは、認知症の方やご家族をはじめ、地域の皆々様が集い、生活の悩みや介護の悩み、なんでも気軽にお話しできる息抜きの場です。専門スタッフや同じ経験をされたご家族のお話を聞いたり、お役に立つ認知症の豆知識をお伝えしたり、お茶を飲みながらおしゃべりを楽しんだり、認知症の方やご家族、高齢者も子供さんも障害者も元気な方も・・・いろいろな方が立ち寄れる“地域の井戸端会議場、住民同士の絆を育み、住みよい町づくりの「拠点」になるのが目標です。どうぞ、お気軽にお立ち寄り下さい。

【お問い合わせ】

TEL : 34-6813 (担当 井上)